

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 避難所 避難のために立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設（支え愛避難所を除く。）をいう。</u></p> <p><u>(9) 支え愛避難所 避難のために立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設であって、住民が自主的に設けるものをいう。</u></p> <p>(基本的な考え方)</p> <p>第3条 防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 災害時支え愛活動（災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組をいう。以下同じ。）については、本県の地域の特性を生かしたものとして積極的に取り組むこと。</u></p> <p><u>(3) 高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した取組を推進すること。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(市町村の責務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 市町村は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(基本的な考え方)</p> <p>第3条 防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(市町村の責務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>

4 略

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能の全てを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画及び第32条の規定により作成する計画ののっとり、広域にわたる防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

2・3 略

4 県は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう市町村に対して必要な支援を行うものとする。

5 略

(情報の提供)

第11条 市町村長は、その区域内の住民及び事業者(以下「市町村民等」という。)に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容、避難所、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した手段で提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難所、避難の方法及び経路、情報の伝達方法その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

2 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した手段で提供するとともに、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活動の促進)

第13条 略

2 略

3 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保並びにその者が地域の防災力を高めるために十分に活動できる環境の整備について、特に配慮するものとする。

4 略

3 略

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能の全てを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画及び第33条の規定により作成する計画ののっとり、広域にわたる防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

2・3 略

4 略

(情報の提供)

第11条 市町村長は、その区域内の住民及び事業者(以下「市町村民等」という。)に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容、避難所、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難所、避難の方法及び経路、情報の伝達方法その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

2 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するとともに、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活動の促進)

第13条 略

2 略

3 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保について、特に配慮するものとする。

4 略

(建築物の耐震改修の促進)

第19条 略

2 知事及び市町村長は、その管理する施設のうち不特定多数の者が利用するものについて、非構造部材の地震に対する安全性の確保及び向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(避難行動要支援者支援体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、児童福祉法に規定する児童委員(以下「児童委員」という。)、消防機関、警察その他の避難行動要支援者の支援に係る関係者(以下「支援関係者」という。)の協力を得て、避難行動要支援者がその特性を踏まえた円滑かつ迅速な避難をすることができるよう、必要な支援を行う体制を整備するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の支援関係者への提供について避難行動要支援者本人の同意を得、又は当該市町村の条例に災害対策基本法第49条の11第2項ただし書に規定する特別の定めを設けることにより、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとに支援のための計画を作成するよう努めるものとする。

3 支援関係者は、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップ(平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図をいう。以下同じ。)の作成を通じて、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めるものとする。

(避難に関する情報)

第23条 市町村長は、避難所及び支え愛避難所(以下「避難所等」という。)に避難した者及び支援を必要とする被災者に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

2 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合は、支援関係者及び避難行動要支援者が利用する施設の管理者の協力を得て、避難行動要支援者の避難の状況、避難所等の状況その他その安全の確保に必要な情報を収集し、整理す

(建築物の耐震改修の促進)

第19条 略

(避難行動要支援者支援体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、児童福祉法に規定する児童委員(以下「児童委員」という。)、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、避難行動要支援者がその特性を踏まえた円滑かつ迅速な避難をできるように、必要な支援を行う体制を整備するものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員、児童委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の関係者への提供について同意を得ること等により、避難行動要支援者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(避難に関する情報)

第23条 市町村長は、避難所に避難した者に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

2 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合は、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防機関、警察及び避難行動要支援者が利用する施設の管理者の協力を得て、避難行動要支援者の避難の状況、避難所の状況その他その安

<p>るよう努めるものとする。</p> <p>(<u>避難所等の運営等</u>)</p> <p>第24条 <u>避難所等</u>に避難した者は、互いに助け合い、協力して、自主的に運営するよう努めるものとする。</p> <p>2 <u>市町村長は、支え愛避難所の開設を確認した場合においては、その安全性等を確認するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>市町村長は、必要に応じて福祉、医療等の関係者の協力を得て、避難所等に避難した高齢者、障がい者、外国人等について、その多様な特性に配慮し、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>4 <u>市町村長は、車中避難者等（自家用車の中その他の狭い空間を避難のための滞在の場所としている者をいう。以下同じ。）に対し、生活環境が良好な避難所等の情報を提供することその他車中避難者等の身体的又は精神的負担を軽減する取組に努めるものとする。</u></p> <p>5 知事は、<u>前3項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。</u></p>	<p>全の確保に必要な情報を収集し、整理するよう努めるものとする。</p> <p>(<u>避難所の運営等</u>)</p> <p>第24条 <u>避難所</u>に避難した者は、互いに助け合い、協力して、自主的に運営するよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村長は、<u>避難所に避難した避難行動要支援者等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。</u></p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。